

埼玉西部環境保全組合建設工事等指名業者選定基準

令和5年11月29日管理者決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、組合が発注する建設工事等の請負契約に係る指名競争入札において埼玉西部環境保全組合指名業者選定委員会設置要領（令和5年11月29日管理者決裁）に基づいて設置した埼玉西部環境保全組合指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）が、指名業者等を選定するに当たり、必要な指名等の基準を定めるものとする。

(指名業者等の選定)

第2条 委員会は、埼玉西部環境保全組合建設工事等競争入札参加資格基準要綱（令和5年告示第13号）第2条第1項の規定に基づく鶴ヶ島市建設工事等競争入札参加資格基準要綱（平成26年鶴ヶ島市告示第209号。以下「鶴ヶ島市参加資格要綱」という。）第15条に定めるもののほか、原則として、この基準の定めるところにより指名業者等の選定を行うものとする。

(指名業者等の要件)

第3条 指名業者等として選定することができる者は、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 鶴ヶ島市参加資格要綱第3条第1項に定める者
- (2) 鶴ヶ島市参加資格要綱第15条の規定に基づき選定することができる者

(指名業者として選定することができない者)

第4条 前条の要件を満たす者であっても、次の各号のいずれかに該当する者は、指名業者として選定することができない。

- (1) 埼玉西部環境保全組合建設工事等請負業者指名停止措置要綱（令和5年告示第15号）に基づく指名停止期間中である者
- (2) 埼玉西部環境保全組合建設工事等暴力団排除措置要綱（令和5告示第14号）に基づく指名除外期間中である者
- (3) 過去2年間連続して、工事成績点数が極めて低い者
- (4) 過去2年間の年間平均完成工事高が当該工事の入札対象額と比較して不十分

である者

(5) 組合発注の手持ち工事等を当該入札執行予定時に、同時に2件以上継続して有する者。ただし、次の事項に該当する場合は、この限りでない。

ア 組合管内業者育成の見地から、特に選定する必要が認められるとき。

イ 関連工事等の理由により、原施工業者を選定することが合理的であると認められるとき。

(6) 主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者

(7) 下請代金の支払遅延、特定資材等の購入の強制等、下請契約関係について、関係行政機関等の情報から不相当であると認められる者

(8) 組合発注工事等について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している者

(9) 労働関係等の問題について、労働基準局等からの通報があり、これに対する改善を行わない状態が継続している者

(選定の方法)

第5条 指名業者を選定する場合は、次に掲げる指名基準項目を総合的に勘案し、別表を基準に選定するものとする。ただし、工種により登録業者数、施工能力等の客観的な事情がある場合は、必要な範囲で指名業者数を増減することができる。なお、鶴ヶ島市参加資格要綱第15条第2項に定めるとおり、工事の施工上必要があると認められる場合は、別表の区分にかかわらず、1級上位又は1級下位に格付けされた者を選定することができるものとする。

(1) 経営状況

(2) 当該工事に対する地理的条件

(3) 手持ち工事からみた施工能力

(4) 当該工事の施工に対する技術的適性

(5) 工事成績の状況

(6) 技術・設備状況

(7) 安全管理の状況

(8) 労働福祉の状況

(9) その他

- 2 前項に定めるほか、組合管内業者の育成を図るため、発注工事等の内容を勘案し、組合管内業者の指名選定に配慮するものとする。
- 3 前2項の選定を行うに当たっては、特定の者に偏することのないようにするものとする。

(選定方法の例外)

第6条 当該工事の技術的条件、自然・地形的条件、周辺環境条件その他特別な理由があると認められるときは、前条の規定にかかわらず、他に適当な者を選定することができる。

附 則

この基準は、令和5年11月29日から施行する。

別表

指名業者選定数

案件の種別	設計額（又は執行予定額）	業者の級別	指名業者数
建築一式工事	1 億円以上	A 級	1 1 社
	1 億円未満 3,000 万円以上	B 級	9 社
	3,000 万円未満 1,500 万円以上		8 社
	1,500 万円未満	C 級、D 級	7 社
土木一式工事	5,000 万円以上	A 級	1 1 社
	5,000 万円未満 3,000 万円以上	B 級	1 0 社
	3,000 万円未満 1,500 万円以上		9 社
	1,500 万円未満 900 万円以上	C 級	8 社
	900 万円未満	D 級	7 社
電気工事 管工事 舗装工事	3,000 万円以上	A 級	9 社
	3,000 万円未満 900 万円以上	B 級	8 社
	900 万円未満	C 級	7 社
その他の工事	「電気工事」「管工事」「舗装工事」に準じて、その都度決定する。		
測量、調査、設計、物品購入等	「電気工事」「管工事」「舗装工事」に準じて、その都度決定する。		